



事故防止対応マニュアル

一般社団法人ポジティブサポート

ABA スタジオこれっと

事故防止対応マニュアル

(総則)

1. このマニュアルは、児童発達支援・放課後等デイサービス事業所 ABA スタジオこれっ
とにおいて、安心安全なサービス提供を心掛けるとともに、事故発生時に適切な処置と
調整、報告を行うことが出来るためのものである。また、可能な限りその防止に努める
ため、スタッフ間で積極的に気付いた点を伝え合い、連携して対応出来るよう備えるこ
とを目的とする。

(安全管理責任者)

2. 安全管理・事故対応の責任主体を明確にするために、管理者を安全管理責任者とする。
安全管理責任者 一太田 隆士 (管理者)
3. 安全管理責任者は、次の職務を行う。
 - (1) 「事故」及び「ひやり・はっと」の事例管理
 - (2) 事例について、関係職員への面談と事実関係調査
 - (3) 安全対策に関する職場点検と改善
 - (4) 安全対策に関する情報収集
 - (5) 安全対策に関する研修計画案の作成
 - (6) 安全対策に関する施設内調整
 - (7) その他の安全対策に関する活動実施

(事故発生の防止のための職員研修に関する基本方針)

4. 法人内において策定した研修プログラムに基づき、職員に対し年2回「事故発生の防止
のための研修」を実施する。

(事故発生時の対応に関する基本方針)

5. 事故発生時には、別に定める発生時の対応に基づき適切に対処する。

(報告システム)

6. 報告システムを以下のとおりとする。

(1) <事故報告>

施設内で事故が発生した場合、当該事故に関与した職員は、応急処置又はその手配、拡大防止の措置及び上司への報告など必要な処置をした後、速やかに別に定める「事故報告書」を責任者に提出する。事故報告を受けた職員は、直ちに管理者に報告し、管理者は所要の職員に事故内容を伝達するとともに対策を指示する。

(2)<ひやり・はっと事例報告>

事業所内でひやり・はっと事例が発生した場合は、関係した職員は別に定める「ひやり・はっと報告書」を作成し、管理者に報告する。また、「ひやり・はっと報告書」は個人情報保護に配慮した形で取りまとめの上、関係職員で共有し、事故の防止に積極的に活用する。

(職員の責務)

7. 職員は日常業務において安全と安心を確保するために、利用者様との信頼関係を構築するとともに、事故の発生の防止に努めなければならない。

(指針等の見直し)

8. 本指針等は定期的に見直し、必要に応じて改正するものとする。

(緊急時、事故対応・手順)

9. 事故として次のようなものを挙げる。

・けが、病気（発作的症状等）、失踪

(1) けが・病気の対応

応急処置

- ・出血の有無、顔色等の確認
- ・脈拍等、観察の記録に努める
- ・頭部打撲時は、特に意識状態に注意して観察

報告・連絡

- ・速やかに責任者へ報告し、状況に応じてプログラムの実施、遅延、変更等を検討する。
- ・必要であれば責任者の確認のもとで保護者、又は利用者が予め指定する連絡先に連絡する。
- ・状況に応じて速やかに主治の医師への連絡、必要な措置を行う。

(2) 協力医療機関

すくすくこどもクリニック

〒631-0842 奈良市菅原町 648-1 TEL:0742-40-3939

10. 賠償すべき事故が発生した場合は、状況に応じて損害賠償を速やかに行う。

○損害保険会社

三井住友海上保険株式会社

賠償責任保険（活動総合保険） 身体一事故につき 1 億円

令和 5 年 5 月施行

(補足資料)

1. 事業所内及び設備に関する点検

★施設内は日々児童が安心・安全に過ごしてもらおう場所です。予想外の事故やケガを未然に防ぐためにも、日々設備・備品等の破損や不具合を確認し、不備があれば速やかに対応しましょう。

①玄関周辺の点検

※複数人が玄関に殺到した場合に事故が起こりやすいです

- ・ 出入り口に不具合はないか（ゴミの散乱や扉の開閉状態等）
- ・ 出入りに支障となる障害物は置いていないか
- ・ 鍵の施錠状態に不具合はないか（児童が安易に開錠できるようになっていないか）

②活動場所の点検

※活動場所では特に思わぬ事故が起こります念入りに点検しましょう

- ・ 柱や壁に不具合はないか（特に角ばった柱の養生や壁の穴の補修）
- ・ 窓の鍵やガラスのひび割れ等の不具合はないか
- ・ 階段の昇降口の鍵や手すりに不具合はないか
- ・ 各部屋のドアの開閉、鍵、ノブに不具合はないか
- ・ コンセントの差し込み口に保護はされているか（異物は混入していないか）
- ・ 机や椅子に不具合はないか（がたつき・ネジの緩み等）
- ・ 玩具や文房具類に不具合はないか（破損・故障等）
- ・ 照明器具に不具合はないか（蛍光灯の飛散防止カバー・照明器具のがたつき）
- ・ 床に鋭利な物が落ちていないか（ハサミ・画鋸・ホッチキスの芯・鉛筆の芯・破損した玩具の欠片）
- ・ 壁の掲示物や飾りが落ちてこないか
- ・ 児童の手の届く場所に、鋭利となる物が放置されていないか（ハサミ・刃物等）
- ・ 木材の棚や壁・柱等にささくれ等はないか
- ・ 消防設備（消火器等）が安易に触れないように注意しているか

③キッチンや調理場等の点検

※ガラスやせともの食器類、刃物、火器、洗剤等の管理には十分注意しましょう

- ・ 包丁等鋭利な刃物が安易に触れないようにしているか
- ・ 食器棚の食器が安易に取り出せるようになっていないか
- ・ ガスコンロやカセットコンロ等、安易に着火出来ないようにしているか
- ・ 冷蔵庫の扉が安易に開閉出来ないようにしているか
- ・ 給湯型の水道栓の温度は適切になっているか（給湯温度設定）
- ・ 食材を安易に放置していないか
- ・ 洗剤類が安易に触れない場所に保管されているか（誤飲防止）

④手洗い場所やトイレの点検

※水回りも事故の危険性が潜んでいます。こまめに点検しましょう

- ・排水状況は良いか（流れは良いか・汚物等を流してはいないか）
- ・便器等は綺麗に清掃され、破損部分・不具合はないか
- ・便座などの電源、電気設備に不具合はないか
- ・周辺に危険となる物を放置してはいないか
- ・芳香剤や清掃用洗剤・生理用品等、児童の手の届くところに置いていないか
- ・手洗い後のタオルは、使いまわしになっていないか（ペーパータオルの設置）
- ・手すりなど補助設備の不具合はないか

★掲示物を止める画鋲は出来るだけ使用を避け、使用する場合はセロテープ等で上から貼り付け、安易に取れないように工夫しましょう。

（錆びた画鋲を踏んだ場合は、破傷風になる危険があります）

2. 衛生面に関する点検

※「感染症」や「食中毒」には特に気を付け、最低限の準備・基本となる手洗いの徹底は怠らないように

①常備しておきたい物

- ・消毒液：エタノール含有量76.7～81.1V/V%の物を使用しましょう
- ・手指の消毒液（外から入って来る時）
- ・食器等の消毒液（調理関係や食事前：食品に使っても大丈夫な物）

②塩素系漂白剤消毒液及び嘔吐物処理キット

- ・感染性胃腸炎の嘔吐物処理に使います（キットは市販の物もあります）

③マスク（花粉・感染症対応）

- ・花粉症・インフルエンザに対応する物を用意しましょう（布のマスクは効果薄です）

④ペーパータオル

- ・トイレや手洗い用のタオルは使いまわしの布タオルでは感染率が高いです

⑤その他軽度なケガの応急処置の医療具

- ・すり傷・切り傷等軽度なケガの対応に最低限度は用意しておきましょう

⑥入浴や水遊びによる皮膚感染（対象となる事業所）

- ・入浴設備や水遊び（プール）等実施する事業所は、皮膚感染の注意もしておきましょう。

⑦薬の管理（対象となる事業所）

- ・児童が服用する薬を管理する場合は、個別に分け間違わないように注意

（間違って服用させると大事故に繋がります。また使用期限にも注意して管理して下さい）

※特に冬場は、子供達が良く触る物（玩具・ドアノブ他）の消毒もこまめに行いましょう。

～備考～ ヒヤリハット、苦情・相談記録の整備

- ①サービス提供時間中及び支援時間外を通じ、職員が「ヒヤッとした」「ハッとした」事

等を、「ヒヤリハット記録」に書き残し、職員に周知し注意を促す事。

(児童が〇〇していて・職員の言動で・送迎車中で・設備や遊具で・調理実習中に・・・等)

②児童本人・保護者からの苦情や相談等があり、特に職員に周知しておかなければならない場合は、その内容や大小に関わらず、「苦情・相談記録」に書き残し、職員に周知する事。

3. 事業所内で想定される事故

◎児童の行動は予測できない！障害特性を理解し常に児童の動きに注視しましょう

①事業所に入る際

- ・つまずきによる転倒（段差のつまずき・玄関マットで滑る等）
- ・複数人が一斉に入ろうとして、押し合いになり転倒
- ・玄関扉での指づめ・扉に挟まる（自動ドア等）

②活動時間（自由遊び・創作活動等）

※登所時の本人の状態をよく観察しておくこと

- ・走っていて、他児童・柱等と接触・衝突、座卓や椅子・遊具等でつまずき転倒
- ・玩具の散乱による、踏みつけ・破損によるケガ
- ・玩具等の取り合いによる喧嘩・他害・自傷
- ・物を（玩具・ボール等）他児童に向け投げる
- ・物を投げたため、ガラス、照明器具・掲示物等の落下・破損・散乱
- ・遊具・棚等からの飛び降り・転落
- ・棚などによじ登り棚が倒れる（転倒防止をする）
- ・窓から外へ物を投げる
- ・施錠不備による玄関からの飛び出し（必ず職員が施錠・開錠の声掛け、確認）
- ・衣服のサイズが合っていない事での転倒（裾の長いズボン等）
- ・（2階以上の建物）階段・窓からの転落
- ・個室扉による指づめ
- ・児童が個室扉を内側から施錠し閉じ込められる
（必ず外から開錠できる鍵にしましょう）
- ・はさみ・カッターナイフ等刃物の使用中によるケガ
- ・のりを舐める・誤飲（リップのり等）
- ・小さな玩具や文房具等の誤飲
- ・コンセント差込口への異物挿入（感電の危険性）
- ・後方から不意に児童に飛びつかれた反動で、職員が共に転倒
- ・発作時の転倒等によるケガ

③学習・個別課題時間

- ・椅子の転倒によるケガ
- ・文房具を投げる（他児童や壁に向けて）

- ・鉛筆で他児童・自身を刺す（他害・自傷）
- ・「学校で嫌な事があった」「宿題の量」等の理由でパニックになり他害・自傷・奇声

④おやつ・調理・食事提供

- ・おやつ配分等（他児童のお菓子を取る）による喧嘩・他害
- ・アレルギーによる症状（個別食物アレルギー調査実施・お菓子の材料に注意）
- ・てんかん発作時に伴う誤嚥
- ・大きさ・硬さ等による誤嚥
- ・お菓子の包装紙等の誤飲
- ・食器類の破損によるケガ
- ・包丁や刃物を使用する際のケガ
- ・調理器具による火傷（コンロ、ホットプレート、やかん）
- ・加熱後の食材による火傷（口腔内火傷）
- ・異物の飲み込み

⑤その他

- ・異性児童への性的な接触・性的興奮による行為（過度のボディータッチ・陰部露出・自慰行為）
- ・パニック、精神的な苛立ち等による自傷・他害・奇声
- ・てんかん発作等による転倒等（床へ頭部を強打・座位時に机等に顔面打撲）
- ・四つ這い移動児童が手を滑らせ顔面打撲・歩行児童との接触
- ・独歩児童の不注意で四つ這い児童の手や足を踏みつけ負傷
- ・入浴設備内での転倒、溺れ、熱湯による火傷（てんかん発作）
- ・火災、震災に伴うケガ

4. 外出中に想定される事故

◎外出時は想定外の事故が発生しやすい事を踏まえて、綿密な打ち合わせを行いましょう

①人数の配置

- ・近所の公園や交通手段を使い遠方へ行く際に限らず、職員数は通常よりも多めに配置（思わぬハプニングや事故等の対応を速やかに行うためにも、職員配置数は多めに）
- ・緊急時対応の連絡先一覧を持参しておきましょう。
（急変による対応方法や指定搬送病院、保護者の緊急連絡先等の一覧）

②現地確認・準備物（遠方へ行く際は特に念入りに行いましょう）

- ・身障用トイレはあるか、おむつ替えのベッドはあるか、食事の場所は確保できるか
- ・移動（交通）手段は何を使うか、現地の状況はどのようなになっているかの下見
（行方不明になった時に危険な場所はないか 道路・川・池）
- ・班別に行動する場合の集合場所の確認（緊急時等含む）
- ・現地の状況により必要な備品の用意

- ・事故によるケガ等に対応できる病院が近くにあるか
- ・必要に応じプログラム表（現地地図）等を配布し、職員は事前に打ち合わせを行う
- ・可能であれば当日参加児童にも「しおり」を配布し、行先などを伝えておきましょう（障害特性上、予め知らせておいた方が良い児童に対して）

③移動中（移動手段により検討）

※特に体調急変・パニックやフラッシュバックに伴う事故に注意しましょう

④徒歩での移動

- ・走行車両や他の歩行者・自転車等との接触がないよう職員の配置を行う（職員が車道側を歩く・列の先頭・中程・後尾に配置）
- ・信号（交差点）・踏切での事故
- ・第3者への他害や車両等の破損
- ・突然の走り出し（可能性のある児童には、予め職員を配置）
- ・段差等での、つまずき転倒

⑤交通機関（電車・バス）での移動

- ・駆け込み乗車による事故（時間には余裕をもって）
- ・ドアへの巻き込み・挟まれ
- ・乗車、降車拒否（暴れる・他害・氣勢・唾吐き・第三者への迷惑行為等）
- ・駅構内での事故（階段・ホーム等、突然の走り出しによる転倒・転落）
- ・車両が揺れた時の転倒（ブレーキをしていなかった事による車椅子の動きだし・転倒）
- ・乗車中の失禁・乗り物酔いによる嘔吐

⑥現地で起こりうる事故

- ・行方不明（行方不明になった時の対策・手順を検討しておく）
- ・発病、発作時の対応方法（安静を保てる場所の確保）
- ・店舗等での物品破損、破壊
- ・外出先で調理等を実施する場合に想定される事故（特に火傷・切り傷・食中毒）
- ・遊具からの転落（公園やテーマパーク等）

※外出中は必ず思わぬハプニングが起こります。慌てず冷静に対応できるように、事前に参加職員がミーティングを行い、周知しておきましょう

5. サービス提供時間前の準備

①事業所

- ・職員朝礼時に体調の確認をする（風邪・下痢・嘔吐・二日酔い等）
- ・施設内・外の衛生管理

②児童保護者

- ・連絡ノート等を活用し、当日の児童の体調を事業所に伝えてもらう（睡眠状態、食事、排泄等）

③児童登所時の対応

- ・通所後の手洗い・うがいの励行

④児童の体調確認

※バイタルチェックは基本として、体温、脈拍、血圧、呼吸数がある。検温だけでもするようにしましょう（その他、常に目視でも顔色・目つき、児童に触れ体温管理）

⑤発病時の対応

- ・以下の場合には保護者へ連絡し事業所より送迎若しくは保護者迎えの手配しましょう（体温が37.5℃以上になった場合、及び下痢・嘔吐症状が出た場合）

※手配が完了するまでは、他の児童とは別の部屋で安静に過ごしてもらいましょう

⑥児童降所後の対応

- ・施設内・外、及び送迎車両内の衛生管理

6. 防災（地震・火災）に関する事

◎思いもよらない事で火災は発生します。以下の点に注意しましょう。

①火器設備（ガスコンロ、カセットコンロ、ガスストーブ）

- ・燃焼中の器具の付近に可燃性のある物はないか
- ・調理中の油の引火、空焚き
- ・消火、元栓の確認
- ・カセットコンロについては、並列での使用の禁止、ガスボンベの残量の確認

②電気設備（電灯、コンセント（タップ含む）、電気ストーブ、アイロン、漏電）

- ・可燃性のある物を付近に放置していないか（白熱灯 アイロン ストーブ）
- ・コンセントは根元までさしてあるか（抜けかけたコンセントに埃が溜まり引火）
- ・電気使用量を超えた、たこ足配線をしていないか
- ・コードは熱を帯びていないか
- ・電気コードの破損カ所はないか（破損部からスパークして引火）
- ・電気コードを棚などで踏んではいけないか

7. 食事提供に関する事

①調理実習（児童と共に調理をする場合）

- ・当日の配置職員、当日利用児童の健康面のチェック（特に前日から嘔吐、下痢症状はないか）
- ・爪は伸びていないか、指先にケガやキズはないか、化膿してはいないかのチェック
- ・食材にアレルギー体質のある児童は居ないかのチェック
- ・手洗いの励行、可能な限りマスク、手袋、エプロン、キャップの着用
- ・調理器具、調理台、食事台の消毒の徹底
- ・生物は提供しない（野菜も出来る限り温野菜にする）

- ・やむを得ず生物を提供する場合、次亜塩素酸ナトリウムによる殺菌
 - ・食材ごとに包丁まな板、作業場を分ける（肉・魚・野菜等）
 - ・生ものを触る場合はビニール手袋を使用
 - ・火が通りにくい食材は必ず中心温度を確認する（中心温度が85℃で1分以上の加熱処理）
 - ・ミキサー、フードカッターは一日一回分解して洗浄、殺菌し乾燥させる
 - ・使った調理器具、食器等は必ず消毒洗浄及び乾燥してから保管する
- ②食事を摂る際に注意すべき事項
- ・容器や箸などの割れ、破損がないか
 - ・嚥下障害のある児童への介助・対応（硬さ、大きさ等）
 - ・アレルギー反応（アナフィラキシーショック防止）
 - ・誤嚥・誤飲
 - ・適量の盛り付け（適量な摂食）
 - ・食事を摂る際の姿勢・嚥下状態を確認